

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年6月28日付けで提起した葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）に対する不作為に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和3年7月31日、不作為庁は、審査請求人の長男であるY（以下「請求人長男」という。）から、審査請求人及び審査請求人の次男のZを同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。
- 2 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年2月24日付けで、「請求の趣旨」欄に下記の内容が記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書」という。）を送付した。

記

「① 請求人長男につき、診断書に基づき重度障害者加算を算定せよ。

② ①につき、2021年7月31日を始期とせよ。

③ 審査請求人につき、診断書に基づき障害者加算を算定せよ（以下③を「本件申請」という。）。

④ 2021年7月分住宅扶助に付き、既に支払われているか確認の上適切な処置をせよ。

3 不作為庁は、令和5年4月5日、審査請求人に対し、本件申請につき、下記のとおり、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に基づく補正を求めた（5葛福東第5004号）。

(1) 補正を求める理由

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者程度等級表1級乃至3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級又は2級に該当する障害のあるものかの判断が困難なため。

(2) 補正に必要な提出書類

審査請求人の障害者加算の認定判断に必要な事項が記載された当該障害者を支給要件とする年金又は手当若しくは身体障害者手帳（福祉手帳又は精神障害者福祉手帳を含む）における裁定又は認定時の診断書の写し。

(3) 補正期限

令和5年5月2日

4 なお不作為庁は、令和5年4月5日、本件申請書のうち、本件申請以外の部分について却下する決定をし、これを審査請求人に通知した（5葛福東第5003号）。

5 審査請求人は、令和5年6月28日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

6 令和5年10月6日、不作為庁は、生活保護法による保護について、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人につき、障害者加算を認定することとして、告示別表第1第2章の2(2)イの在宅の額（17,870円）を支給することを決定し（以下「本件処分」という。）、審査請求人宛に通知した（5葛福決第94997号）。

7 令和5年10月6日、不作為庁は、6により遡及して障害者加算を支給することとしたため、6と併せて、同年9月1日及び同年10月1日を保護変更年月日とし、審査請求人につきそれぞれ告示別表第1第2章の2(2)イの在宅の額（17,870円）を支給する内容の保護変更決定通知（5葛福決第94998号、5葛福決第94999号）を審査請求人宛てに送付

した。

- 8 不作為庁は、令和5年11月13日付で、本件申請のうち、申請日以降、令和5年7月31日までの部分について却下する旨を審査請求人に通知した（5葛飾福東第407号）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件申請につき、相当な期間が経過しても未だ処分がなされない。

審査請求人は令和5年2月24日時点で審査請求人が障害者加算に該当することを理由に障害者加算を行うよう求めているから、申請に対し応答するには不作為庁は申請日の属する月の翌月から処分時までの各月について応答を行う必要がある。仮に本件処分によって申請に対し全部応答したものと解すると、不支給分の障害者加算を争う際に、すでに支給が決定された処分に対し取消を求めるしかない。このような事態は被害救済の実効性の観点から不適當であると言える。

不作為庁はすでに処分済みである旨主張するが、法第24条第6項が求める理由明示が十分でなく、不作為庁の処分は無効である。また、法第24条第6項は実施機関の「専断或いは恣意的裁量による処理乃至遷延」を防止するためにあり、その理由は合理的かつ妥当なものでなければならぬと解するのが相当である。

却下となる場合でも、本案の検討を求める。

2 不作為庁の主張

不作為庁は、令和5年10月6日付で、本件申請について、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人につき、障害者加算を認定することとして、告示別表第1第2章の2(2)イの在宅の額（17,870円）を支給することを内容とする本件処分を行い、審査請求人宛に通知した（5葛福決第94997号）。

また不作為庁は、令和5年11月13日付で、本件申請のうち、申請日以降、令和5年7月31日までの部分について却下する旨を審査請求人に通知した（5葛飾福東第407号）。

したがって不作為は存在しないことから、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 判断

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解されるところ、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

- (2) 本件申請については、不作為庁が、事案の概要6のとおり、令和5年10月6日付けで、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人につき、障害者加算を認定することとして、告示別表第1第2章の2(2)イの在宅の額（17,870円）を支給する内容の本件処分を行い、その旨を審査請求人に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

なお審査請求人は、令和5年2月24日時点で審査請求人が障害者加算に該当することを理由に障害者加算を行うよう求めているから、申請に対し応答するには不作為庁は申請日の属する月の翌月から処分時までの各月について応答を行う必要がある旨主張するが、被保護者に申請権を認める旨の定めは法令において特段定められておらず、これについて行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに該当しないから、この部分を取り出して、これを法令上の申請としてこれに行政庁が諾否の応答をすべ

きものに当たると認めることはできない。また、障害者加算の認定時期についての判断は本件処分において示されているから、審査請求人において、加算の開始時期に不服があるのであれば、当該保護変更決定の変更を求めて、東京都知事に対して審査請求を行うことにより争う機会が与えられている（法第64条参照）。従って、別途、加算の開始時期に関して審査請求人の用いる「申請」に対応した形でこれに行政庁が応答しなければならないとする実益は存しない。

また本件では、不作為庁は、令和5年11月13日付で、本件申請のうち、申請日以降、令和5年7月31日までの部分について却下する旨を審査請求人に通知している（5葛福東第407号）のであるから、いずれにせよ、審査請求の利益がないことは明らかである。

また審査請求人は、生活保護法第24条第6項が求める理由明示が十分でなく、本件処分は無効である旨主張するが、生活保護法に基づき保護の実施機関がなした処分に不服がある場合には、東京都知事に対して審査請求をするものとされている（法第64条）ため、却下処分そのものの違法不当については判断しない。

よって、本件審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月23日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。